軽井沢町町制施行100周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、軽井沢町が町制施行100周年を迎えることを広く周知するため、町、事業者、団体及び個人が軽井沢町町制施行100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な手続等を定めることを目的とする。

（ロゴマーク）

第２条　ロゴマークの色、形状等は、別図に定めるとおりとする。

　（冠名称）

第３条　町制施行100周年をロゴマークの使用と併せて冠名称を使用する場合は、次のとおりとする。ただし、軽井沢町の文字は省略することができる。

　⑴　軽井沢町町制施行100周年

　⑵　軽井沢町町制施行100周年記念

　⑶　軽井沢町町制施行100周年記念事業

（使用の申請）

第４条　ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町制施行100周年記念ロゴマーク使用申請書（別記様式）を

町長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用する旨を町長に報告するものとし、前項の規定による申請を要しないものとする。

⑴　町の機関が使用するとき。

⑵　町の機関が共催又は後援する事業において使用するとき。

⑶　この要綱に定める事項を遵守し、個人的に使用するとき。

⑷　その他町長が申請を要しないと認めるとき。

（使用の承認等）

第５条　町長は、前条第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

２　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

⑴　法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

⑵　町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。

⑶　特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又はそのおそれがあるとき。

⑷　不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。

⑸　その他町長が使用について不適当と認めたとき。

３　町長は、第１項の使用の承認をする場合において、ロゴマークを適切に使用させるため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

（使用期間）

第６条　ロゴマークの使用期間は、令和５年１月１日から令和６年３月31日までとする。

（遵守事項）

第７条　ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。

⑵　ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

⑶　ロゴマークの色、縦横比、形状等を別図のとおり正しく使用すること。

⑷　ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。

⑸　ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（承認の取消し等）

第８条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

⑴　この要綱に定める事項に違反したとき。

⑵　承認の際に付した条件に違反したとき。

⑶　承認に係る申請の内容に虚偽があると認められたとき。

⑷　その他ロゴマークを継続して使用することが不適当であると認められたとき。

２　町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、制作物等の回収の措置を求めることができる。

（争論等の解決）

第９条　ロゴマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用者の責任において解決しなければならない。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年12月26日から施行する。

（別図）（第２条関係）

カラー版　　　　　　　　　　　　　モノクロ版

